条例の点検・見直しシート

		示りの無代	ъ н		<u> </u>			
		作瓦	뷫年月日		平成24年6月29日			
条例の題名		三重県小規模水道条例	公	布日	1	昭和41年7月5日		
条例番号		昭和41年三重県条例第40号	直近	1 改正日	1	平成17年10月21日		
所管部局課		環境生活部大気·水環境課	疅	話番号	1	059-224-3145		
条例の概要		水道法の規制を受けない居住者50人以上100人以下の じた規制を定めるものである。		の水道等	に対して、水道法に準	規制型 条例の 類型		
視点		項 目		回答	検 討	内 容		
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。			はい	現在においても、水道 規模な水道の布設及で 必要がある。	法の規制を受けない小 が管理の適正を確保する		
	条例の対 められる	対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要だ。 5。	はい	水道法に準じて、規制	を行う必要がある。			
	条例に基	基づく事務・事業で、現在行われていないものはな り	はい	現存する小規模水道が行っている。	設に対して、規制を			
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。				水道法に準じて、公衆 行っている。	断生上必要な規制を		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない (規則、要綱等で 規定する余地はない。)。				「義務を課し、又は権利以、条例以外の手段ではい。	を制限する」内容であ 目的を達成する方法は		
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。			はい	当条例の対象は、水道 小規模な水道であり、す ない。	法が対象にしていない 対象が異なるため抵触し		
		法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれ ない(近年の判例動向に適合している。)。						
	条例に対はない。	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違い はない。						
	条例の目	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。						
有效性	条例の目	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。				と生活環境の改善とに でおり、不整合は生じて		
		条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けた ことはない。						
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が 認められる。			はい				
率	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。			はい	水道法に準じて、必要	な規定を設けている。		
		条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であっ て、追加すべき規定はない。						
		低する法令・条例との間において、条例に規定している手段 この重複はない。			水道法の適用を受ける め、水道法と条例との			
公平性	条例の執る。	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正であ る。				kを確保し、使用者であめに必要なコストである		
	条例の執	を例の執行による効果が一部の県民に限られていない。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			水道法の適用を受けない小規模水道の使用 者に限定されるが、一部施設においては、不 特定多数の県民が使用するものもある。			
	条例の執 い。	執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られてい _る	な	いいえ	水道法の適用を受けな者に限定されるが、一般特定多数の県民が使用	夢施設においては、不 │		

その他	の連携Ⅰ	内容において、県民(団体) こ配慮している。 から条文の改正を求める意見	該当なしはい						
点検・見	改正・廃止の	年十 番頭が細頭でなり	由 飲用井戸等の衛生確保対 水道法の適用を受けない	特 専用水道 定権限移 道条例に	腹に伴	4し、1		兄旦しに	有効期限 に関する 規定の有 無
直し結果	必要はない。	一定規模の施設についてける必要があると考える。	、水道法に準じた規制を設		県事	务処理	特例条	無	無